委託番号	６１０２
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件名

自家用電気工作物保安点検業務委託（中央ポンプ場ほか）

２　履行期間

令和６年（２０２４年）４月１日から令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所

草加市内１０か所

４　支払方法

業務完了月払（年１２回払）

５　委託内容

電気事業法施行規則第５２条第２項の規定に基づき、工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を外部委託するものである。

なお、詳細は、「別紙業務仕様書」によるものとする。

６　その他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市役所　河川課排水機場係　田代

電話０４８（９２２）３４０９（直通）

業　務　仕　様　書

（自家用電気工作物保安点検業務委託（中央ポンプ場ほか））

１　業務目的

草加市内１０か所の自家用電気工作物を適正に維持管理することにより、電気事故を未然に防ぐとともに、電力系統に事故を波及させないことを目的とする。

２　業務内容

業務内容の詳細については別記、月次・年次点検は法律の規定により定めた保安規程により実施するものとし、項目は別表のとおりとする。

自家用電気工作物の保安管理業務については、電気事業法施行規則第５２条第２項の規定に基づき、関東東北産業保安監督部長による保安管理業務外部委託承認を受けて行うものとする。

なお、月次・年次点検等の日程については、あらかじめ担当と協議すること。

また、この業務に必要な器具及び材料等は、受注者の負担とする。

３　提出書類

提出書類については、次のとおりとし、受注者が河川課へ直接提出すること。

なお、公共下水道事業会計及び排水施設維持管理事業分の請求書については、それぞれ分けて提出するものとする。

また、新たに受注者になった場合又は履行期間内に変更が生じたときには直ちに法定資格者解任・選任を行わなければならない。

提出書類	提出時期
着手届	契約時
現場責任者届	
管理技術者届	
組織表 （現場管理、安全管理）	
作業報告書	毎月
苦情等受付・処理報告書	随時
施設破損報告書	
事故報告書	
委託完了報告書	業務完了時

4　受注者の責務

⑴　関係法令の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たり、電気事業法、施行令、施行規則その他関連法令を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。

⑵　災害の防止

受注者は、施設における災害の発生を未然に防止するため、異常がないか十分に確認した後に退出するとともに施錠等を厳重に行わなければならない。

⑶　服装

受注者は、従業員に作業に適した清潔で安全な服装をさせ、受注者であることを明示する名札等を着けさせなければならない。

⑷　業務従事者の管理

受注者は、労働安全衛生法に基づき、定期健康診断を実施するとともに、常に業務従事者の健康に留意すること。

⑸　資格者の選任

第三種電気主任技術者以上の有資格者及び電気事業法施行規則第５２条の２の要件を満たす者を選任しなければならない。

5　業務の実施責任

業務に瑕疵があると認められる場合はこれを補完しなければならない。ただし、受注者の責めによらないときはこの限りではない。

6　異常又は事故報告

受注者は、業務中に事故又は建物本体、附帯施設、設備等における破損、故障若しくは不良箇所を発見したときは、適切な判断の下、予防措置をとるとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

7　業務の引継ぎについて

⑴　新旧受注者は、全施設の委託業務を滞りなく、かつ円滑に遂行できるよう誠実に引継がなければならない。

なお、引継ぎに係る費用は受注者の負担とする。

⑵　受注者は、全ての引継ぎ業務が完了した旨を書面で発注者に提出しなければならない。

別記　保安管理業務内容、委託場所及び施設概要

１　保安管理業務内容

電気事業法第３８条第４項に規定する施設の保安管理業務は、同法第４２条の規定により次に掲げるものとする。

⑴　電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び検査を行い、必要な指示又は助言を行わなければならない。

⑵　日常巡視点検、定期点検の報告書を作成し、業務完了後、発注者に提出しなければならない。

⑶　電気設備に関する技術基準を定める省令に定める技術基準に適合するよう指導を行わなければならない。

⑷　電気工作物の設置等に関し、発注者が行う届出又は報告について指導を行わなければならない。

⑸　電気工作物に事故又は異常が発生したときの応急措置の指導を行うとともにその原因を調査し、再発防止の指導を行わなければならない。

⑹　電気事業法に規定する立入検査に立ち会わなければならない。

２　一般事項

⑴　定期点検（年次）において、盤内の高圧機器の清掃を実施しなければならない。

⑵　経済産業省告示第２４９号（改正平成１８年１２月２６日経済産業省告示第３６２号）に基づき、算定表を提示しなければならない。

３　特記事項

事故等による緊急時の対応については、中央ポンプ場に２４時間常駐している業務従事者と連絡を取り、協力して仮復旧に当たらなければならない。

４　委託場所及び施設概要

⑴　委託場所及び施設概要（公共下水道事業会計）

施設名称	所在地	受電設備	予備発電装置	蓄電池
中央ポンプ場	手代一丁目１９番１号 旧住所：手代町１６０番地７	４７９ｋＶＡ ６．６ｋＶ	５００ｋＶＡ ６．６ｋＶ	80AH/1HR 86ｾﾙ
新里排水機場	新里町１７８番地先	１５０ｋＶＡ ６．６ｋＶ		
松原排水機場	松原三丁目地内	３００ｋＶＡ ６．６ｋＶ		
長栄排水機場	長栄二丁目１０番地１ 旧住所：長栄町９０８番地先	１００ｋＶＡ ６．６ｋＶ	５０ｋＶＡ ２００Ｖ	
松江第１排水機場	松江五丁目１番地先	２５０ｋＶＡ ６．６ｋＶ		
松江第２排水機場	稲荷五丁目地内	１５０ｋＶＡ ６．６ｋＶ	１７５ｋＶＡ ４００Ｖ	

⑵　委託場所及び施設概要（排水施設維持管理事業）

施設名称	所在地	受電設備	予備発電装置	蓄電池
横手堀ポンプ場	谷塚上町９０番２	３００ｋＶＡ ６．６ｋＶ	２５０ｋＶＡ ２００Ｖ	
中井堀排水機場	谷塚二丁目２番２２号	２００ｋＶＡ ６．６ｋＶ		
旭排水機場	旭町一丁目３番地先	５００ｋＶＡ ６．６ｋＶ	５００ｋＶＡ ４００Ｖ	100AH/1HR 18ｾﾙ
瀬崎排水機場	瀬崎六丁目地内	３００ｋＶＡ ６．６ｋＶ	２００ｋＶＡ ４００Ｖ	

別 表

電気工作物		日常巡視点検	定期点検
		毎月１回以上	毎年１回
		点検項目	点検項目
引込電線路	電線 支持物	電線の高さ並びに他の工作物及び樹木との距離 標識及び保護柵の状況	電柱、腕木、碍子、支線、支柱及び保護網の損傷及び腐食 電線の取付状態 絶縁抵抗
	ケーブル等	ケーブルヘッド、接続箱及び分岐箱の接続部の損傷、腐食及び過熱接地線の確認 標識物との離隔距離	損傷及び腐食 絶縁抵抗 接地抵抗 保護継電器動作特性試験 開閉器の動作と保護継電器との連動
受電設備・配電設備	断路器	過熱、変色、緩み、汚損及び異物付着 接触状態	過熱、変形、緩み及び汚損 接触状態 接続機能の確認 絶縁抵抗
	遮断器 負荷開閉器	外部の損傷、腐食及び過熱 点灯及び指示器の確認	各部の損傷、腐食、過熱、変形及び緩み 操作時の機能確認 附属装置の状態 接地線の接続状態 絶縁抵抗 接地抵抗 動作特性
	母線 ケーブル 電線路	外部の損傷、腐食、過熱、変色及び異臭	損傷、腐食及び過熱 接続部分及びクランプ類の損傷、腐食、過熱及び緩み 碍子類及び支持物の損傷、腐食、変形及び緩み 絶縁抵抗
	変圧器	外部の損傷、腐食、過熱、振動及び異音 取付状態 漏れ電流の計測	各部の損傷、腐食、過熱、変形及び緩み 接地線の接続状態 絶縁抵抗 接地抵抗
	計器用変成器	外部の損傷、腐食、過熱、変形及び異音 ヒューズの状態	外部の損傷、腐食及び過熱 絶縁抵抗 接地抵抗
	配電盤	表示灯及び計器の状況 開閉器の操作確認	内部配線の過熱、緩み、汚損及び塵埃 接地線の接続状態 絶縁抵抗 接地抵抗 動作特性 保護継電器動作特性試験 保護継電器と遮断器の連動動作試験
	高圧進相コンデンサ	外部の損傷、腐食、過熱、変形、振動及び異音 取付状態	各部の損傷、腐食及び過熱 端子の緩み 絶縁抵抗
負荷設備	電動機 その他回転機	過熱、異音及び異臭	制御装置の状況 接地線の接続状態 絶縁抵抗 接地抵抗
	照明設備	汚損及び異音 点灯の確認	過熱、汚損及び異音 絶縁抵抗
	配線	開閉器の塵埃及び湿気	開閉器及び器具の接続状況 絶縁抵抗
非常用予備発電装置	原動機	燃料系統からの潤油及び貯溜 内燃機関の始動及び停止	水漏れ等の確認、制御装置（インターロック等）の確認
	発電機	燃料系統からの潤油及び貯溜 内燃機関の始動及び停止	開閉器及び器具の接続状況 絶縁抵抗
蓄電池		液面、沈殿物及び色相 極板及び隔離板の損傷及び湾曲 端子の緩み	開閉器及び器具の接続状況 バッテリ電圧